

## 岐阜県情報セキュリティ基本方針

### (目的)

第1条 岐阜県情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、岐阜県（以下「県」という。）が保有する情報資産に関して機密性、完全性及び可用性を維持するため、県が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

なお、本基本方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6に基づく方針とする。

### (用語の定義)

第2条 基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

基本方針及び第9条に規定する情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 個人番号利用事務系

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）に関わる情報システム及びデータをいう。

(9) LGWAN 接続系

総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続可能なネットワークに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（個人番号利用事務系を除く。）。

(10) インターネット接続系

インターネットメール、インターネット閲覧システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(11) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離したうえで、安全が確

保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(12) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

(対象とする脅威)

第3条 県は、情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用範囲)

第4条

1 機関

基本方針が適用される機関の範囲は、知事部局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会とする。

ただし、教育委員会は、知事部局が設置し、かつ管理運用する情報システムに限る。

2 情報資産の範囲

基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(職員等の遵守義務)

第5条 職員、臨時・非常勤職員等（以下「職員等」という。）及び委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

県が保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進・管理するための組織体制

を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

県が保有する情報資産を重要度に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- ① 個人番号利用事務系は、情報セキュリティポリシーで定める場合を除き、他の領域との通信を不可能とする。さらに、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ② LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、インターネット接続系の情報システムから LGWAN と接続する業務システムへ通信する場合には、無害化通信を実施する。
- ③ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、県及び市町村のインターネットとの通信を集約したうえで、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

情報システム及びその設置場所等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の必要な人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータの管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を行うものとする。また、情報資産へのセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

#### (9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、実施結果に基づき運用を改善することで情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

#### (情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的及び必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

#### (情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

#### (情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 この方針に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本県の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

#### (情報セキュリティ対策実施手順の策定)

第10条 対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ対策実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ対策実施手順は、公にすることにより本県の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

この方針は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。